

一般社団法人電波産業会
2026年度事業計画書
(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

第1 方針

電波の利用に関する、調査研究、研究開発、照会相談業務等のコンサルティング、情報提供業務、普及啓発事業、電波利用システムの標準規格の策定及び関連外国機関との連絡を積極的に推進する。

第2 事業計画

1 電波の利用に関する調査、研究及び開発

(1) 調査研究

高度無線通信システム、電磁環境、自営無線通信等に関して、技術動向、将来展望、技術的条件、課題等につき幅広く調査研究を行うとともに、関係機関からの受託調査を行う。

5. 9GHz帯を新たにITS用周波数に割り当てるため、総務省が行っている既存無線局の移行可能性の検討について、当会として引き続き参画する。

(2) 研究開発

次世代移動通信システム(Beyond 5G/6G)、ITS情報通信システム、地上テレビジョン放送の高度化等の研究開発をはじめとして、電波の有効利用に関する技術の研究開発を行うとともに、電波利用システムに対する需要動向等に基づき新たな電波利用システムの研究開発を行う。

Beyond 5G/6Gについては、高度無線通信研究委員会において、IMT-2030無線インタフェースの技術評価方法及び技術提案様式等の検討を行いITU-Rへの寄与文書入力を実施するとともに、当会が事務局を務めるXGモバイル推進フォーラムにおいて引き続き5G関連プロジェクトにおける産業向けのユースケース創出や利活用推進及び6G関連プロジェクトにおける研究開発を推進する。また、6G関連プロジェクトを中心に海外団体とのMoU締結を拡大し、MoU締結済み団体との国際連携活動を積極的に推進するとともに、Beyond 5G新経営戦略センターにおける標準化推進施策への協力・貢献も引き続き行う。

無線LANについては、IEEEにおける802.11b nの国際標準化活動に積極的に貢献するとともに、新たな無線LANシステムの導入や周波数拡張に向けて総務省の情報通信審議会における技術的条件の検討に寄与する。

ITS情報通信システムについては、当会が事務局を務めるITS情報通信システム推進会議において、自動運転の社会実装に重要な5.9GHz帯を含むV2X技術やV2N技術の開発、展開に向けて総務省等と連携しつつ検討を進めるとともに、実証実験用ガイドラインの更新、標準規格の策定、国際連携を進める。

地上4K放送等のテレビジョン放送の高度化については、放送システム、スタジオ設備等の標準規格の策定を進めるとともに、オブジェクトベース音響等の国際標準化活動に積極的に貢献する。

2 電波の利用に関するコンサルティング及び普及啓発並びに資料又は情報の収集及び提供

(1) コンサルティング

無線回線の回線設計、混信計算及び使用可能周波数の検討並びに伝搬障害防止に係る照会相談業務等を実施する。また、総務省の総合無線局監理システムの刷新に伴い、ネットワークの構築及び照会相談業務電子計算システムとの連携試験等を着実に実施し円滑な移行を図るとともに、総務省における審査基準改正に対応するためのプログラム開発を行う。

ダイナミック周波数共用業務については、2.3GHz帯において急増する5G携帯電話用無線局の運用に対し、必要な事項の照会に的確かつ迅速に応じるとともに、ダイナミック周波数共用業務連絡会を開催し、ソフトウェアバージョンアップ及びセキュリティ強化等のシステム改良に係る調整を図りつつ、業務の円滑な運営を推進する。また、ダイナミック周波数共用の候補周波数帯について総務省の動向を注視するとともに、将来の業務実施を想定した課題の把握を行う。

(2) 情報提供業務

電波の有効かつ適切な利用に寄与する無線局の周波数及び無線設備等に関する事項について、情報提供業務を行う。

(3) 普及啓発事業

電波の有効利用に功績のあった個人又は団体の表彰を行うとともに、電波の利用に関する行政方針・施策、電波利用システムに関する標準規格、技術開発動向等に関する講演会の開催及びホームページ、機関誌、ニュース等による電波有効利用情報の提供を行う。

また、地上デジタル放送方式等の国際普及活動を引き続き実施するとともに、ブラジル等における放送の高度化にも貢献する。

3 電波利用システムの標準規格の策定

電波利用システムの研究開発等の成果に基づき、無線機器製造者、利用者等の意向を十分に反映して、各種の電波利用システムの標準規格を策定する。グローバル化の進展に対応するため、関係者の協力を得て標準規格等の翻訳を進める。

また、国際標準化活動における人材育成等に積極的に貢献する。

4 電波の利用に関する関連外国機関との連絡、調整及び協力

電波利用システムの調査研究、研究開発等に関する事項について、密接に関連外国機関との連絡、調整及び協力を行う。

5 電波法第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務

本業務は、実施しない。